

# 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 災害支援・復興支援活動事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 群馬県社会福祉協議会は、群馬県内市町村社会福祉協議会やボランティア関係団体等が実施する東日本大震災により県内に避難された方々への支援活動や被災地での住民相互の支え合い活動をはじめとする復興支援の活動を推進するために費用を助成する場合は、この要綱の定めるところによる。

## (助成対象事業及び助成額)

第2条 助成対象事業は、下記に掲げる被災避難者等への住民の生活支援のための活動とし、予め事業計画書（別記様式ア）を提出し、群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の承認を得た事業とする。

助成金額は予算の範囲内とし、上限は一事業あたり5万円以内とする。

ただし、既に実施済みの事業であっても該当する内容の事業であれば遡っての申請についても認めるものとする。

- (1) 群馬県内への被災避難者の生活支援に関わる活動
- (2) 被災地での住民の生活支援に関わる活動
- (3) その他、必要と認められる活動

## (内示)

第3条 会長は、前条の事業計画書を承認したときは、助成予定額を内示するものとする。

## (交付申請)

第4条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）を群馬県社会福祉協議会の指示する期日までに会長あてに提出しなければならない。

## (交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合は、審査のうえ交付決定を行い、助成事業者に交付決定通知書（別記様式第2号）を送付するものとする。

## (事業の変更の承認)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた助成事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ事業等変更承認申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容を著しく変更しようとする場合
- (2) 助成事業に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
- (3) 助成事業を中止し、または廃止しようとする場合

## (状況報告)

第7条 助成事業者は、会長から助成事業の遂行状況を求められたときは、速やかにその状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業完了後(助成事業の中止を受けた場合を含む。)1カ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(別記様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、助成額を確定し、交付するものとする。

(助成金の使用制限)

第10条 助成事業者は、交付を受けた助成金を目的以外に使用してはならない。

(概算払)

第11条 助成事業者は、助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第5号)を会長に提出することができる。

2 会長は、前項の請求を適当と認めた場合は、概算払を行うことができる。

(関係諸帳票類の整備)

第12条 助成事業者は、助成事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした帳票及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、助成事業者が次に掲げる事項の一に該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 交付決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき
- (4) 助成事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能もしくは著しく困難であると会長が認めたとき

(助成金の返還)

第14条 助成事業者は、助成金の交付決定が取り消された場合において、すでに助成金が交付されているときは、会長の定める期限内に当該取り消しにかかる助成金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この交付要綱の取扱いに関して、特に定めがない事項については、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から適用する。

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。